

平成31年2月定例教育委員会議案

中津市教育委員会

平成31年2月定例教育委員会提出案件

(平成31年2月15日提出)

(議案事項)

議第3号	平成30年度3月補正予算(第7号)について	P 1
議第4号	平成31年度当初予算について	P 27
議第5号	中津市歴史民俗資料館設置条例を中津市歴史博物館設置条例とする全部改正について	P 35
議第6号	新中津市学校の設置及び管理に関する条例の制定について	P 41
議第7号	中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	P 49
議第8号	中津市執行機関の付属機関の設置等の関する条例の一部改正について	P 53
議第9号	中津市木村記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	P 61
議第10号	中津市一般職の非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について	P 65
議第11号	中津市体育施設条例の一部改正について	P 71
議第12号	第2期中津市教育振興基本計画の策定について	P 77
議第13号	中津市子ども読書活動推進実施計画の改訂について	P 79

平成30年度3月補正予算(第7号)について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年2月15日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	10,630,471	440,235	11,070,706
	1 市民税	4,340,413	339,000	4,679,413
	2 固定資産税	4,735,315	100,235	4,835,550
	3 軽自動車税	276,614	1,000	277,614
10	地方交付税	10,687,332	18,782	10,706,114
	1 地方交付税	10,687,332	18,782	10,706,114
13	使用料及び手数料	643,272	△3,090	640,182
	1 使用料	566,837	△500	566,337
	2 手数料	76,435	△2,590	73,845
14	国庫支出金	6,500,014	△67,067	6,432,947
	1 国庫負担金	5,078,594	△24,727	5,053,867
	2 国庫補助金	1,393,826	△42,583	1,351,243
	3 委託金	27,594	243	27,837
15	県支出金	3,155,368	△34,005	3,121,363
	1 県負担金	1,868,233	11,804	1,880,037
	2 県補助金	1,105,439	△43,202	1,062,237
	3 委託金	181,696	△2,607	179,089
16	財産収入	82,533	17,767	100,300
	1 財産運用収入	56,967	18,097	75,064
	2 財産売払収入	25,566	△330	25,236
17	寄附金	106,772	3,381	110,153
	1 寄附金	106,772	3,381	110,153
18	繰入金	1,807,630	△679,317	1,128,313
	1 基金繰入金	1,780,076	△679,317	1,100,759
20	諸収入	499,272	△26,301	472,971
	3 貸付金元利収入	57,545	△10,000	47,545

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 受託事業収入	千円 7,577	千円 △2,380	千円 5,197
	5 雑入	423,834	△13,921	409,913
21	市債	4,243,990	△142,900	4,101,090
	1 市債	4,243,990	△142,900	4,101,090
	歳 入 合 計	41,600,776	△472,515	41,128,261

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	288,998	△600	288,398
	1 議会費	288,998	△600	288,398
2	総務費	4,294,111	83,785	4,377,896
	1 総務管理費	3,569,096	88,525	3,657,621
	2 徴税費	383,791	△2,376	381,415
	3 戸籍住民基本台帳費	225,201	243	225,444
	5 統計調査費	15,078	△2,607	12,471
3	民生費	15,492,061	△24,692	15,467,369
	1 社会福祉費	6,572,924	33,384	6,606,308
	2 児童福祉費	6,599,445	△50,575	6,548,870
	4 災害救助費	19,189	△7,501	11,688
4	衛生費	3,060,533	△117,708	2,942,825
	1 保健衛生費	1,789,720	△96,327	1,693,393
	2 清掃費	1,270,813	△21,381	1,249,432
5	労働費	32,503	9	32,512
	1 労働諸費	32,503	9	32,512
6	農林水産業費	1,962,728	△49,729	1,912,999
	1 農業費	1,479,992	△20,605	1,459,387
	2 林業費	312,883	△37,216	275,667
	3 水産業費	169,853	8,092	177,945
7	商工費	806,032	△72,632	733,400
	1 商工費	806,032	△72,632	733,400
8	土木費	4,767,375	△366,947	4,400,428
	1 土木管理費	233,481	△6,737	226,744
	2 道路橋りょう費	1,888,995	△182,902	1,706,093
	3 河川費	175,202	△9,400	165,802

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 港湾費	29,896	△13,031	16,865
	5 都市計画費	1,832,578	△52,365	1,780,213
	6 住宅費	607,223	△102,512	504,711
9	消防費	1,166,160	9,350	1,175,510
	1 消防費	1,166,160	9,350	1,175,510
10	教育費	4,020,722	123,412	4,144,134
	1 教育総務費	714,973	△7,159	707,814
	2 小学校費	467,235	90,467	557,702
	3 中学校費	280,220	77,521	357,741
	4 幼稚園費	261,999	△8,140	253,859
	5 社会教育費	1,446,086	△28,676	1,417,410
	6 保健体育費	850,209	△601	849,608
11	災害復旧費	344,922	△45,236	299,686
	1 農林水産施設災害復旧費	150,270	△10,153	140,117
	2 公共土木施設災害復旧費	192,630	△35,083	157,547
12	公債費	5,164,629	△11,527	5,153,102
	1 公債費	5,164,629	△11,527	5,153,102
	歳 出 合 計	41,600,776	△472,515	41,128,261

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	情報管理事業費	3,699
総務費	総務管理費	防災設備整備事業費	3,291
総務費	総務管理費	防災管理事業費（平成30年4月土砂災害関連）	2,006
総務費	総務管理費	次世代につなぐ景観資源再生事業費	1,130
総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事業費	8,453
民生費	社会福祉費	プレミアム付商品券事業費	7,215
民生費	児童福祉費	システム改修委託料	972
民生費	児童福祉費	児童福祉施設整備事業費	9,894
衛生費	清掃費	ごみ処理施設整備事業費（クリーンプラザ）	16,560
衛生費	清掃費	ごみ処理施設事業費（旧下毛第一清掃センター）	58,104
衛生費	清掃費	災害等廃棄物処理事業費（平成30年4月土砂災害関連）	12,822
農林水産業費	農業費	担い手確保・経営強化支援事業費	12,875
農林水産業費	林業費	市有林管理事業費	18,567
農林水産業費	水産業費	漁港事業費	54,281
土木費	土木管理費	特定既存耐震不適格建築物耐震化促進事業費	4,512
土木費	道路橋りょう費	道路橋りょう整備事業費（本耶馬溪支所）	9,000
土木費	道路橋りょう費	鍋島桜洲橋県道線（3工区）道路改良事業費	2,800
土木費	道路橋りょう費	杉畑上ノ畑線災害防除事業費	2,419
土木費	道路橋りょう費	鍋島桜洲橋県道線（1工区）道路改良事業費	5,500
土木費	道路橋りょう費	上池永大法寺永添線道路改良事業費	16,864
土木費	道路橋りょう費	町丈線道路改良舗装事業費	3,600
土木費	道路橋りょう費	庄屋村線（記念橋）橋りょう整備事業費	61,850

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
土木費	道路橋りょう費	奥江線道路横断函渠整備事業費	9,000
土木費	道路橋りょう費	上ノ原線道路整備事業費	10,500
土木費	河川費	河川整備事業費	20,000
土木費	都市計画費	景観形成補助事業費	10,000
消防費	消防費	非常備消防施設整備事業費	8,399
教育費	小学校費	小学校トイレ改修事業費	95,800
教育費	中学校費	中学校トイレ改修事業費	75,100
教育費	社会教育費	和田コミュニティーセンター（仮称）建設事業費	21,828
教育費	社会教育費	中津市歴史博物館（仮称）建設事業費	24,050
教育費	社会教育費	学習交流施設（現歴史民俗資料館）耐震・改修事業費	112,440
災害復旧費	農林水産施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業費（平成29年7月豪雨関連）（耶馬溪）	660
災害復旧費	農林水産施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業費（平成30年7月豪雨関連）	25,600
災害復旧費	農林水産施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業費（平成30年7月豪雨関連）（耶馬溪）	9,075
災害復旧費	農林水産施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業費（平成30年台風24号関連）	2,000
災害復旧費	農林水産施設災害復旧費	林業用施設災害復旧事業費（平成30年7月豪雨関連）（耶馬溪）	1,696
災害復旧費	公共土木施設災害復旧費	道路災害復旧事業費（平成30年4月土砂災害関連）	36,076
災害復旧費	公共土木施設災害復旧費	河川堤防災害復旧事業費（平成29年7月豪雨関連）（耶馬溪）	1,449
災害復旧費	公共土木施設災害復旧費	河川堤防災害復旧事業費（平成30年7月豪雨関連）（耶馬溪）	267

2. 変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
総務費	総務管理費	排水施設管理事業費	23,819	排水施設管理事業費	36,229
土木費	道路橋りょう費	下池永西大新田線外1線道路整備事業費	166,620	下池永西大新田線外1線道路整備事業費	211,386

第3表 債務負担行為補正

1. 追加

事 項	期 間	限 度 額
粗大ごみ収集運搬業務委託料	平成31年度まで	3,378千円以内
一般廃棄物収集運搬業務委託料	平成31年度まで	169,940千円以内
犬猫等死骸収集運搬業務委託料	平成31年度まで	1,242千円以内
昇降機保守点検委託料	平成31年度まで	1,348千円以内
電気工作物保安点検委託料	平成31年度まで	791千円以内
埋立処分場運転管理業務委託料	平成31年度まで	5,012千円以内
資源物収集運搬委託料（古紙・古布等）	平成31年度まで	26,661千円以内
福澤諭吉記念館指定管理委託料	平成32年度まで	11,519千円以内

第4表 地方債補正

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校施設大規模改造事業	65,300	証書借入 又は 証券発行 (政府資金 大分県 銀所の 他)	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借入れる資金について、 利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後 の利率)	政府資金及び大分県については、 その融資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定するものによ る。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上 償還もしくは低利に借換えすること ができる。
中学校施設大規模改造事業	51,000			

2. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市有財産整備事業	6,600	証書借入 又は 証券発行 (政府資金 大分県 銀所の 他)	4.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金 及び大分 県につい ては、そ の融資条 件により、 銀行その 他の場合 にはその 債権者と 協定する ものによ る。 ただし、 市財政の 都合によ り据置期 間及び償 還期限を 短縮し、 又は繰上 償還も しくは低 利に借換 えするこ とができ る。	3,600	補正前に 同じ		
バス運行事業	52,200				50,700			
コアやまくに施設整備事業	60,200				48,300			
地域振興対策事業	6,600				3,100			
防災事業	111,000				105,300			
社会福祉施設整備事業	40,800				39,000			
ごみ処理施設事業	60,800				60,200			
中山間地域等直接支払事業	26,300				25,800			
農地管理事業県工事負担金	98,500				103,200			
営農飲雑用水整備事業	4,800				3,500			
鳥獣被害対策関係事業	19,500				15,600			
漁港事業	15,600				22,800			
観光施設整備事業	101,400				74,600			
道路橋りょう新設改良事業	355,100				282,100			

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会資本整備事業	294,000				252,200			
砂防事業	57,400				53,400			
港湾改修事業	26,100				15,200			
街路事業県工事負担金	61,200				19,800			
道路整備事業 (都市再生整備計画事業)	86,100				91,200			
公営住宅整備事業	163,200				125,500			
非常備消防施設整備事業	41,500				38,700			
和田コミュニティーセンター(仮称)建設事業	23,900	証書借入又は証券発行 (政府資金大分県銀その他)	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び大分県については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	20,800	補正前に同じ		
中津市歴史博物館(仮称)建設事業	377,800				372,800			
その他体育施設整備事業	31,200				33,500			
学校給食整備事業	19,600				15,400			
農地及び農業用施設災害復旧事業(過年度分)	31,800				34,800			
農地及び農業用施設災害復旧事業	13,000				16,300			
林業用施設災害復旧事業(過年度分)	2,700				4,400			
林業用施設災害復旧事業	8,700				11,100			
道路橋りょう災害復旧事業(過年度分)	28,000				20,300			
道路橋りょう災害復旧事業	8,400				15,000			
河川堤防災害復旧事業(過年度分)	34,800				22,200			
河川堤防災害復旧事業	13,200				22,400			

1 4 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	土木費国庫補助金	1,006,938	△86,836	920,102
5	教育費国庫補助金	17,330	53,831	71,161
3	委託金	27,594	243	27,837
1	総務費委託金	5,456	243	5,699
15	県支出金	3,155,368	△34,005	3,121,363
1	県負担金	1,868,233	11,804	1,880,037
2	民生費県負担金	1,866,496	11,804	1,878,300
2	県補助金	1,105,439	△43,202	1,062,237
1	総務費県補助金	56,712	501	57,213

節		説 明
区 分	金 額	
1 道路橋りょう 費補助金	△56,250	社会資本整備総合交付金 △56,250
3 住宅費補助金	△30,586	社会資本整備総合交付金 △28,294 防災・安全交付金 △2,292
1 小学校費補助 金	30,364	学校施設環境改善交付金 30,364
2 中学校費補助 金	23,668	特別支援教育就学奨励費補助金 △239 学校施設環境改善交付金 23,907
3 幼稚園費補助 金	△201	幼稚園就園奨励費補助金（私立） △201
2 戸籍住民基本 台帳費委託金	243	中長期在留者住居地届出等事務費委託金 243
1 社会福祉費負 担金	16,669	国民健康保険基盤安定負担金（保険者支援分） 8,046 国民健康保険基盤安定負担金（保険税軽減分） 8,411 障害者自立支援医療費負担金 △364 介護給付・訓練等給付費負担金 2,831 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 △7,515 障害児通所給付費負担金 4,773 低所得者保険料軽減負担金 487
2 児童福祉費負 担金	△4,865	児童入所施設措置費等県費負担金 △262 児童手当負担金 △4,603
4 防災管理費補 助金	501	土砂災害情報提供強化事業費補助金 501

15款 県支出金
2項 県補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
	2	民生費県補助金	454,783	△1,497	453,286
	3	衛生費県補助金	132,287	△6,653	125,634
	4	農林水産業費県補助金	365,835	△14,781	351,054
	5	商工費県補助金	40,039	△17,768	22,271
	6	土木費県補助金	21,816	△443	21,373
	7	教育費県補助金	17,992	△2,561	15,431
3		委託金	181,696	△2,607	179,089
	1	総務費委託金	158,336	△2,607	155,729

節		説明	金額
区分	金額		
1	社会福祉費補助金	在宅重度障害者住宅改造成事業補助金 重度心身障害者医療費補助金 在宅高齢者住宅改造成事業補助金 障害者地域生活支援事業費補助金 自殺予防対策強化事業費補助金 施設開設準備経費等支援事業費補助金 軽度・中度聴覚障がい児支援事業費補助金 福祉避難所施設整備補助金	△1,039 △600 1,621 △1,300 △648 △2,492 1,611 △92 861
2	児童福祉費補助金	ひとり親家庭医療費補助金 地域子ども・子育て支援事業費補助金 認定こども園整備事業費補助金 子育て・高齢者世帯リフォーム支援事業補助金 子どもの居場所機能強化事業補助金	△458 △2,254 1,611 900 △445 △270
1	保健衛生費補助金	合併処理浄化槽設置整備事業補助金 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業補助金 地域子ども・子育て支援事業費補助金 大分県骨髄移植ドナー支援事業費補助金	△6,653 △6,047 △458 △8 △140
1	農業費補助金	農業委員会交付金 中山間地域等直接支払交付金 低コスト肉用牛地域活性化事業補助金 活力ある水田農業振興対策事業補助金 環境保全型農業直接支払交付金 機構集積協力金事業補助金 担い手確保・経営強化支援事業費補助金	△5,186 7,300 △621 △4,990 △7,500 △750 △11,500 12,875
2	林業費補助金	森林整備地域活動支援交付金交付事業補助金 森林病虫害等防除事業補助金 大分県有害鳥獣被害対策関係事業補助金(防護柵設置事業) 市町村森林所有者情報活用推進事業補助金 森林作業道整備事業補助金 大分県林道事業費及び林道災害復旧事業費等補助金	△9,595 △2,940 △285 △100 △1,726 △3,600 △944
1	商工費補助金	生活支援型商店街機能強化事業補助金	△1,000 △1,000
2	観光費補助金	地域活力づくり総合補助金 大分県地域活力づくり地域創生事業費補助金	△16,768 △16,666 △102
2	住宅費補助金	木造住宅耐震化促進事業費補助金 がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 ブロック塀等除去事業費補助金	△443 △193 △950 700
2	社会教育費補助金	地域「協育力」向上支援事業費補助金	△2,561 △2,561
4	統計調査費委託金	工業統計調査委託金 2018年漁業センサス委託金 平成30年住宅・土地統計調査委託金 平成31年経済センサス基礎調査準備委託金 2020年世界農林業センサス準備委託金	△2,607 △118 △320 △2,130 △12 △20

15 款 県支出金
3 項 委託金

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		財産収入	82,533	17,767	100,300
	1	財産運用収入	56,967	18,097	75,064
	2	利子及び配当金	10,145	1,852	11,997

節		説 明	
区 分	金 額		
		平成32年国勢調査準備委託金	△7
4	2,403	財政調整基金 利子収入	2,403
5	△691	減債基金利子 収入	△691
7	5	スポーツ振興 基金利子収入	5
8	633	福祉振興基金 利子収入	633
9	19	ふるさとスポ ーツ振興基金 利子収入	19
10	△3	青少年健全育 成基金利子収 入	△3
11	26	ふるさと水と 土保全対策基 金利子収入	26
12	156	職員退職手当 基金利子収入	156
13	△294	拠点基金利子 収入	△294

16 款 財産収入
1 項 財産運用収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
	4	基金運用収入	18,701	16,245	34,946

節		説明	
区分	金額		
14	耶馬の森林活性化基金 利子収入	耶馬の森林活性化基金利子収入	20
15	地域振興基金 利子収入	地域振興基金利子収入	△494
17	ふるさとなかつ 応援基金利子収入	ふるさとなかつ応援基金利子収入	66
20	情報処理関係 職業訓練支援 基金利子収入	情報処理関係職業訓練支援基金利子収入	3
21	子育て支援基 金利子収入	子育て支援基金利子収入	3
1	財政調整基金 運用収入	財政調整基金運用収入	7,050
2	減債基金運用 収入	減債基金運用収入	1,314
4	職員退職手当 基金運用収入	職員退職手当基金運用収入	210
5	水島公園基金 運用収入	水島公園基金運用収入	2
6	スポーツ振興 基金運用収入	スポーツ振興基金運用収入	12

16 款 財産収入
1 項 財産運用収入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計

節		説 明	
区 分	金 額		
7 福祉振興基金 運用収入	1,811	福祉振興基金運用収入	1,811
8 ふるさとスポ ーツ振興基金 運用収入	63	ふるさとスポーツ振興基金運用収入	63
9 青少年健全育 成基金運用収 入	16	青少年健全育成基金運用収入	16
10 ふるさと水と 土保全対策基 金運用収入	84	ふるさと水と土保全対策基金運用収入	84
11 拠点基金運用 収入	1,493	拠点基金運用収入	1,493
12 耶馬の森林活 性化基金運用 収入	48	耶馬の森林活性化基金運用収入	48
13 地域振興基金 運用収入	4,003	地域振興基金運用収入	4,003
14 ふるさとなか つ応援基金運 用収入	126	ふるさとなかつ応援基金運用収入	126
16 情報処理関係 職業訓練支援 基金運用収入	6	情報処理関係職業訓練支援基金運用収入	6

16 款 財産収入
1 項 財産運用収入

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
	2	財産売払収入	25,566	△330	25,236
	1	不動産売払収入	5,765	6,970	12,735
	2	物品売払収入	19,801	△7,300	12,501
17		寄附金	106,772	3,381	110,153
	1	寄附金	106,772	3,381	110,153
	4	民生費寄附金	1,181	119	1,300
	5	教育費寄附金	2,350	3,262	5,612
18		繰入金	1,807,630	△679,317	1,128,313
	1	基金繰入金	1,780,076	△679,317	1,100,759
	1	財政調整基金繰入金	767,969	△180,240	587,729
	2	減債基金繰入金	400,000	△300,000	100,000

節		説 明	
区 分	金 額		
17	7	子育て支援基金運用収入	7
1	6,970	市有地売払収入	6,970
1	△7,300	市有林売払収入	△7,300
1	119	福祉指定寄附金	119
1	1,000	社会教育指定寄附金	1,000
2	1,250	小学校指定寄附金	1,250
3	1,012	中学校指定寄附金	1,012
1	△180,240	財政調整基金繰入金	△180,240
1	△300,000	減債基金繰入金	△300,000

20 款 諸収入
4 項 受託事業収入

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
					区 分	金 額		
3	教育費受託事業収入	7,322	△2,379	4,943	1	遺跡調査業務 受託事業収入	遺跡調査業務受託事業収入 △2,379	
5	雑入	423,834	△13,921	409,913				
3	雑入	423,825	△13,921	409,904	4	J R用地賃借 団体等負担金 収入	高架下自転車置場賃借団体等負担金収入 △20	
					9	雑入	自転車公売代金 農業者年金業務委託金 農業農村振興公社業務委託金 予防接種賠償責任保険金収入 共済外診療薬品売払収入 市有林造林事業補助金精算金 市報等広告料収入 滞納処分費 後期高齢者医療制度特別対策補助金 中津玖珠日本遺産推進協議会補助金返戻金 中津やばけい元気づくり補助金返戻金 母子保健衛生費等国庫負担金（過年度分） 大分県未熟児養育医療費県負担金（過年度分）	△69 171 107 10,849 △3,300 △9,054 2,099 △428 138 △5,496 △9,150 182 50
21	市債	4,243,990	△142,900	4,101,090				
1	市債	4,243,990	△142,900	4,101,090				
1	総務債	249,200	△25,600	223,600	1	総務管理債	バス運行事業債 地域振興対策事業債 コアやまくに施設整備事業債 防災事業債 市有財産整備事業債	△1,500 △3,500 △11,900 △5,700 △3,000
2	民生債	189,500	△1,800	187,700	1	社会福祉債	社会福祉施設整備事業債	△1,800
3	衛生債	60,800	△600	60,200	2	清掃債	ごみ処理施設事業債	△600
4	農林水産業債	238,500	6,200	244,700	1	農業債	営農飲雑用水整備事業債 中山間地域等直接支払事業債 農地管理事業県工事負担金債	△1,300 △500 4,700
					2	林業債	鳥獣被害対策関係事業債	△3,900
					3	水産業債	漁港事業債	7,200
5	商工債	101,400	△26,800	74,600	1	商工債	観光施設整備事業債	△26,800

21款 市債
1項 市債

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
	6	土木債	1,355,600	△203,700	1,151,900
	7	消防債	76,700	△2,800	73,900
	8	教育債	551,400	106,300	657,700
	10	災害復旧債	142,300	5,900	148,200

節		説明	
区分	金額		
1	道路橋りょう債	道路橋りょう新設改良事業債 社会資本整備事業債	△73,000 △41,800
2	河川債	砂防事業債	△4,000
3	港湾債	港湾改修事業債	△10,900
4	都市計画債	道路整備事業債(都市再生整備計画事業) 街路事業県工事負担金債	5,100 △41,400
5	住宅債	公営住宅整備事業債	△37,700
1	消防債	非常備消防施設整備事業債	△2,800
1	小学校債	小学校施設大規模改造事業債	65,300
2	中学校債	中学校施設大規模改造事業債	51,000
4	社会教育債	和田コミュニティーセンター(仮称)建設事業債 中津市歴史博物館(仮称)建設事業債	△3,100 △5,000
5	保健体育債	学校給食整備事業債 その他体育施設整備事業債	△4,200 2,300
1	農林水産施設 災害復旧債	農地及び農業用施設災害復旧事業債 林業用施設災害復旧事業債 農地及び農業用施設災害復旧事業債(過年度分) 林業用施設災害復旧事業債(過年度分)	3,300 2,400 3,000 1,700
2	公共土木施設 災害復旧債	河川堤防災害復旧事業債 道路橋りょう災害復旧事業債 河川堤防災害復旧事業債(過年度分) 道路橋りょう災害復旧事業債(過年度分)	9,200 6,600 △12,600 △7,700

10款 教育費
1項 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
10	教育費	4,020,722	123,412	4,144,134	47,688	106,300	△5,501	△25,075
	1 教育総務費	714,973	△7,159	707,814			13	△7,172
	2 事務局費	426,140	△5,203	420,937				△5,203
	3 教育振興費	281,246	△1,851	279,395			13 財産収入	△1,864
	4 教育指導費	5,099	△105	4,994			13	△105

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	△3,659	001 職員給与費	△3,659
		03 職員手当等 (一般職退職手当)	△3,659 (△3,659)
7 賃金	△1,544	003 事務局事業費	△1,544
		07 賃金 (臨時職員賃金)	△1,544 (△1,544)
8 報償費	△1,864	001 教育振興事業費	△1,864
		08 報償費 (講師謝礼)	△1,864 (△1,864)
25 積立金	13	029 基金管理事業費	13
		25 積立金 (青少年健全育成基金利子積立金) (青少年健全育成基金運用積立金)	13 (△3) (16)
8 報償費	△105	001 教育指導事業費	△50
		08 報償費 (講師謝礼)	△50 (△50)
		002 適応指導教室事業費	△55
		08 報償費 (指導助言者謝礼) (協力者謝礼)	△55 (△52) (△3)

10款 教育費
2項 小学校費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫支出金	地方債	その他		
10	教育費	4,020,722	123,412	4,144,134	47,688	106,300	△5,501	△25,075
2	小学校費	467,235	90,467	557,702	30,364	65,300	1,250	△6,447
1	学校管理費	294,251	4,826	299,077			1,250 寄附金	3,576
2	教育振興費	161,118	△10,159	150,959				△10,159
3	学校建設費	11,866	95,800	107,666	30,364 国庫支出金	65,300 市債		136
					30,364	65,300		

節		説 明	
区 分	金 額		
11	需用費	4,021	001 小学校管理事業費 11 需用費 (消耗品費) (光熱水費)
18	備品購入費	805	18 備品購入費 (管理備品)
14	使用料及び賃借料	△10,159	002 教育振興事業費 14 使用料及び賃借料 (機械器具使用料)
11	需用費	100	019 小学校施設大規模改造事業費 11 需用費 (燃料費)
13	委託料	1,200	13 委託料 (設備設計委託料)
15	工事請負費	94,500	15 工事請負費 (トイレ改修工事)
			4,826 4,021 (445) (3,576) 805 (805)
			△10,159 △10,159 (△10,159)
			95,800 100 (100) 1,200 (1,200) 94,500 (94,500)

10款 教育費
3項 中学校費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
10		教育費	4,020,722	123,412	4,144,134	47,688	106,300	△5,501	△25,075
	3	中学校費	280,220	77,521	357,741	23,668	51,000	1,012	1,841
		1 学校管理費	150,847	2,901	153,748			1,012 寄附金	1,889
		2 教育振興費	119,813	△480	119,333	△239 国庫支出金			△241
						△239			
		3 学校建設費	9,560	75,100	84,660	23,907 国庫支出金	51,000 市債		193
						23,907	51,000		

節		説 明	
区 分	金 額		
11	需用費	2,089	001 中学校管理事業費 11 需用費 (消耗品費) (光熱水費)
18	備品購入費	812	18 備品購入費 (管理備品)
20	扶助費	△480	003 就学援助奨励事業費 20 扶助費 (特別支援教育就学奨励費)
11	需用費	100	011 中学校施設大規模改造事業費 11 需用費 (燃料費)
13	委託料	600	13 委託料 (設備設計委託料)
15	工事請負費	74,400	15 工事請負費 (トイレ改修工事)
			2,901 2,089 (200) (1,889) 812 (812)
			△480 △480 (△480)
			75,100 100 (100) 600 (600) 74,400 (74,400)

10款 教育費
4項 幼稚園費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一般財源		
				国庫支出金	地方債	その他			
10		教育費	4,020,722	123,412	4,144,134	47,688	106,300	△5,501	△25,075
	4	幼稚園費	261,999	△8,140	253,859	△201			△7,939
		1 幼稚園費	261,999	△8,140	253,859	△201			△7,939
						国庫支出金 △201			

節		説 明	
区 分	金 額		
7 賃金	△7,537	002 幼稚園管理事業費	△7,537
		07 賃金 (臨時職員賃金)	△7,537 (△7,537)
19 負担金補助及 び交付金	△603	003 幼稚園運営事業費	△603
		19 負担金補助及び交付金 (私立幼稚園就園奨励費補助金)	△603 (△603)

10 款 教育費
5 項 社会教育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
10	教育費	4,020,722	123,412	4,144,134	47,688	106,300	△5,501	△25,075
5	社会教育費	1,446,086	△28,676	1,417,410	△6,143	△8,100	△7,875	△6,558
1	社会教育総務費	292,622	△4,302	288,320	△2,561	県支出金 △2,561		△1,741
2	公民館費	113,280	△3,326	109,954		市債 △3,100		△226
4	文化財保護費	804,118	△20,048	784,070	△3,582	国庫支出金 △3,582	市債 △5,000 諸収入 △7,875	△3,591

節		説 明	
区 分	金 額		
13	委託料	002 社会教育総務事業費	△4,100
19	負担金補助及び交付金	13 委託料 (学びの教室事業委託料) (地域協育振興プラン推進事業委託料)	△4,500 (△1,500) (△3,000)
		19 負担金補助及び交付金 (文化事業補助金) (市民ミュージカル開催補助金)	400 (△100) (500)
		013 人権教育研究推進事業費	△202
		13 委託料 (教育心理検査委託料)	△202 (△202)
15	工事請負費	013 和田コミュニティーセンター(仮称)建設事業費	△3,326
		15 工事請負費 (造成工事)	△3,326 (△3,326)
7	賃金	001 文化財保護推進事業費	△5,968
8	報償費	08 報償費 (講師謝礼)	△80 (△80)
9	旅費	09 旅費 (費用弁償)	△80 (△80)
11	需用費	13 委託料 (運転業務委託料)	△76 (△76)
12	役務費	14 使用料及び賃借料 (施設借上料)	△150 (△150)
13	委託料	19 負担金補助及び交付金 (日本城郭協会負担金) (中津玖珠日本遺産推進協議会補助金)	△2,971 (△6) (△5,496)
14	使用料及び賃借料	(犬丸大名行列補助金) (白髭神社大名行列補助金)	(△40) (△40)
19	負担金補助及び交付金	002 資料館事業費	1,724
		11 需用費 (光熱水費)	△1,700 (△1,700)
		13 委託料 (福澤諭吉記念館指定管理委託料) (公共施設定期点検委託料)	3,424 (3,644) (△220)
		004 埋蔵文化財発掘調査事業費	△6,942
		07 賃金 (埋蔵文化財発掘調査作業員賃金)	△3,257 (△3,257)
		11 需用費 (消耗品費) (印刷製本費)	△1,271 (△170) (△1,101)
		12 役務費 (手数料)	△125 (△125)
		13 委託料 (航空写真撮影委託料)	△864 (△864)
		14 使用料及び賃借料 (特殊車借上料) (機械器具借上料)	△1,425 (△1,064) (△361)

10款 教育費
5項 社会教育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
5 文化会館費	59,172	△1,000	58,172					△1,000

節		説 明
区 分	金 額	
		013 中津市歴史博物館（仮称）建設事業費（都市再生整備計画事業） 13 委託料 （展示委託料） △8,862 △8,862 (△8,862)
18 備品購入費	△1,000	002 文化会館・リルドリーム事業費 18 備品購入費 (映写機器) △1,000 △1,000 (△1,000)

10款 教育費
6項 保健体育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
10	教育費	4,020,722	123,412	4,144,134	47,688	106,300	△5,501	△25,075
6	保健体育費	850,209	△601	849,608		△1,900	99	1,200
1	保健体育総務費	96,667	99	96,766			99 財産収入	
2	体育施設費	279,098	92	279,190		2,300 市債		△2,208
						2,300		
3	学校給食運営費	474,444	△792	473,652		△4,200 市債		3,408
						△4,200		

節		説 明
区 分	金 額	
25	積立金	99
		005 基金管理事業費 99
		25 積立金 99
		(スポーツ振興基金利子積立金) (5)
		(ふるさとスポーツ振興基金利子積立金) (19)
		(スポーツ振興基金運用積立金) (12)
		(ふるさとスポーツ振興基金運用積立金) (63)
1	報酬	92
		002 永添運動公園事業費 10
		01 報酬 10
		(永添運動公園管理員報酬) (10)
		004 その他体育施設事業費 62
		01 報酬 62
		(三光総合運動公園管理員報酬) (62)
		017 大貞総合運動公園野球場事業費 20
		01 報酬 20
		(大貞総合運動公園野球場管理員報酬) (20)
7	賃金	△592
		002 学校給食運営事業費 △792
		07 賃金 △592
		(臨時職員賃金) (△592)
11	需用費	4,157
		11 需用費 4,157
		(燃料費) (858)
		(光熱水費) (3,299)
14	使用料及び賃借料	△168
		14 使用料及び賃借料 △168
		(コピー使用料) (△168)
15	工事請負費	△1,188
		15 工事請負費 △1,188
		(設備改修工事) (△1,188)
18	備品購入費	△3,001
		18 備品購入費 △3,001
		(厨房機器) (△3,001)

平成31年度当初予算について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年2月15日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市税		11,043,792 <small>千円</small>
	1 市民税	4,469,987
	2 固定資産税	4,984,092
	3 軽自動車税	283,632
	4 市たばこ税	669,386
	5 入湯税	7,030
	6 都市計画税	629,665
2 地方譲与税		333,439
	1 地方揮発油譲与税	81,587
	2 自動車重量譲与税	215,471
	3 特別とん譲与税	424
	4 森林環境譲与税	35,957
3 利子割交付金		11,881
	1 利子割交付金	11,881
4 配当割交付金		35,004
	1 配当割交付金	35,004
5 株式等譲渡所得割交付金		27,580
	1 株式等譲渡所得割交付金	27,580
6 地方消費税交付金		1,690,203
	1 地方消費税交付金	1,690,203
7 ゴルフ場利用税交付金		7,310
	1 ゴルフ場利用税交付金	7,310
8 自動車取得税交付金		31,242
	1 自動車取得税交付金	31,242
9 自動車税環境性能割交付金		13,743
	1 自動車税環境性能割交付金	13,743

款	項	金額
10	地方特例交付金	213,483
	1 地方特例交付金	80,910
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	132,573
11	地方交付税	10,550,000
	1 地方交付税	10,550,000
12	交通安全対策特別交付金	14,671
	1 交通安全対策特別交付金	14,671
13	分担金及び負担金	166,197
	1 分担金	17,908
	2 負担金	148,289
14	使用料及び手数料	589,837
	1 使用料	518,585
	2 手数料	71,252
15	国庫支出金	6,343,544
	1 国庫負担金	5,034,652
	2 国庫補助金	1,280,734
	3 委託金	28,158
16	県支出金	3,367,412
	1 県負担金	1,905,022
	2 県補助金	1,227,957
	3 委託金	234,433
17	財産収入	67,377
	1 財産運用収入	64,590
	2 財産売却収入	2,787
18	寄附金	103,302
	1 寄附金	103,302

款	項	金 額
19	繰入金	千円 2,502,018
	1 基金繰入金	2,502,015
	2 特別会計繰入金	3
20	繰越金	1
	1 繰越金	1
21	諸収入	514,566
	1 延滞金	9,505
	2 市預金利子	1,183
	3 貸付金元利収入	46,981
	4 受託事業収入	14,665
	5 雑入	442,232
22	市債	4,421,000
	1 市債	4,421,000
	歳 入 合 計	42,047,602

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 274,723
	1 議会費	274,723
2 総務費		4,579,326
	1 総務管理費	3,662,905
	2 徴税費	421,804
	3 戸籍住民基本台帳費	234,034
	4 選挙費	205,390
	5 統計調査費	22,957
	6 監査委員費	32,236
3 民生費		15,644,817
	1 社会福祉費	6,645,235
	2 児童福祉費	6,964,846
	3 生活保護費	2,032,079
	4 災害救助費	2,657
4 衛生費		3,212,392
	1 保健衛生費	1,853,960
	2 清掃費	1,358,432
5 労働費		34,671
	1 労働諸費	34,671
6 農林水産業費		1,974,776
	1 農業費	1,543,890
	2 林業費	244,967
	3 水産業費	185,919
7 商工費		859,439
	1 商工費	859,439
8 土木費		4,546,199

款	項	金額
		千円
	1 土木管理費	289,833
	2 道路橋りょう費	1,723,286
	3 河川費	105,960
	4 港湾費	87,772
	5 都市計画費	1,713,967
	6 住宅費	625,381
9	消防費	1,585,450
	1 消防費	1,585,450
10	教育費	4,011,874
	1 教育総務費	727,533
	2 小学校費	625,921
	3 中学校費	474,746
	4 幼稚園費	260,917
	5 社会教育費	1,117,012
	6 保健体育費	805,745
11	災害復旧費	4
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	2
12	公債費	5,223,929
	1 公債費	5,223,929
13	諸支出金	2
	1 普通財産取得費	2
14	予備費	100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		42,047,602

平成31年度当初予算 教育費歳出明細

(単位:千円)

項	目	事業名	本年度	前年度	増減
1	教育総務費		727,533	704,603	22,930
	1 教育委員会費		2,472	2,488	△ 16
		教育委員会事業費	2,472		
	2 事務局費		415,752	418,551	△ 2,799
		職員給与費	305,460		
		学校基本調査事業費	46		
		事務局事業費	110,246		
	3 教育振興費		304,243	278,465	25,778
		教育振興事業費	236,548		
		コンピュータ整備事業費	2,877		
		奨学金事業費	6,094		
		英語指導助手招致事業費	57,606		
		基金管理事業費	656		
		小1プロブレム対策推進事業費	462		
	4 教育指導費		5,066	5,099	△ 33
		教育指導事業費	830		
		適応指導教室事業費	4,236		
2	小学校費		625,921	460,469	165,452
	1 学校管理費		295,873	292,201	3,672
		小学校管理費	267,414		
		小学校保健衛生事業費	23,887		
		日本スポーツ振興センター事業費	4,572		
	2 教育振興費		200,484	161,118	39,366
		教育振興事業費	154,942		
		就学援助奨励事業費	43,542		
		学校教育設備整備事業費	2,000		
	3 学校建設費		129,564	7,150	122,414
		小学校施設長寿命化改良事業費	129,564		
3	中学校費		474,746	270,660	204,086
	1 学校管理費		155,588	150,847	4,741
		中学校管理費	140,325		
		中学校保健衛生事業費	13,077		
		日本スポーツ振興センター事業費	2,186		
	2 教育振興費		141,507	119,813	21,694
		教育振興事業費	100,265		
		就学援助奨励事業費	41,242		
	3 学校建設費		177,651	0	177,651
		中学校施設大規模改造事業費	123,605		
		緑ヶ丘中学校校舎増築事業費	54,046		
4	幼稚園費		260,917	276,528	△ 15,611
	1 幼稚園費		260,917	276,528	△ 15,611
		職員給与費	175,534		
		幼稚園管理事業費	34,600		
		幼稚園運営事業費	40,707		
		幼稚園保健衛生事業費	3,958		
		日本スポーツ振興センター事業費	118		
		北部幼稚園改築事業費	6,000		

平成31年度当初予算 教育費歳出明細

(単位:千円)

項	目	事業名	本年度	前年度	増減
5 社会教育費			1,117,012	1,422,338	△ 305,326
	1 社会教育総務費		241,507	279,355	△ 37,848
		職員給与費	162,806		
		社会教育総務事業費	56,013		
		女性学級事業費	2,615		
		高齢者教室事業費	2,512		
		青少年事業費	3,783		
		青少年地域活動事業費	259		
		家庭教育学級事業費	1,245		
		社会教育集会所事業費	2,031		
		芸術費	8,995		
		八面山文化推進事業費	346		
		人権教育研究推進事業費	902		
	2 公民館費		386,334	113,280	273,054
		公民館事業費	117,076		
		和田コミュニティーセンター(仮称)建設事業費	269,258		
	3 図書館費		174,959	170,995	3,964
		職員給与費	60,716		
		小幡記念図書館事業費	113,255		
		赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業費	988		
	4 文化財保護事業費		239,631	793,454	△ 553,823
		文化財保護推進事業費	40,081		
		資料館事業費	25,578		
		文化財保護事業費	8,723		
		埋蔵文化財発掘調査事業費	41,675		
		長者屋敷官衙遺跡整備事業費	41,823		
		名勝耶馬溪整備活用事業費	4,496		
		中津市歴史博物館管理事業費	50,958		
		新中津市学校管理事業費	26,297		
	5 文化会館費		58,266	59,172	△ 906
		文化会館・リルドリーム事業費	58,266		
	6 生涯学習センター費		16,315	6,082	10,233
		生涯学習センター事業費	16,315		
6 保健体育費			805,745	836,487	△ 30,742
	1 保健体育総務費		90,799	85,345	5,454
		職員給与費	37,772		
		体育総務事業費	52,873		
		基金管理事業費	154		
	2 体育施設費		237,087	279,098	△ 42,011
		体育施設総務事業費	4,679		
		体育施設事業費	232,408		
	3 学校給食運営費		477,859	472,044	5,815
		職員給与費	118,695		
		学校給食運営事業費	288,471		
		児童生徒援助事業費	67,450		
		就学奨励事業費	3,243		
計			4,011,874	3,971,085	40,789

中津市歴史民俗資料館設置条例を中津市歴史博物館設置条例とする全部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年2月15日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

中津市歴史民俗資料館設置条例を中津市歴史博物館設置条例とする全部改正についての概要

1. 提案理由

中津市歴史民俗資料館の老朽化が進み、また、図書館として建築された建物で歴史資料館として利用しづらかったことから、これを廃止し、新たに歴史博物館を設置するもの。

2. 内容

中津市歴史民俗資料館を廃止し、中津市歴史博物館を設置するため設置及び管理に関する条例を全部改正する。

3. 施行期日等

施行期日 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行

社会教育課管理・文化振興係
(内線 484)

議第 号

中津市歴史民俗資料館設置条例の全部改正について

中津市歴史博物館の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

中津市歴史博物館の設置及び管理に関する条例

中津市歴史民俗資料館設置条例（平成4年中津市条例第17号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第1条 市の歴史、民俗、考古等に関する資料を収集し、保存し、展示して、郷土の歴史と文化に対する市民の知識と理解を深め、かつ、その活用を図り、もって市民文化の向上に資するため、博物館を設置する。

（名称及び位置）

第2条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
中津市歴史博物館	中津市1290番地（三ノ丁）

（事業）

第3条 博物館は、次の事業を行う。

- （1） 歴史、民俗、考古等の資料（以下「資料等」という。）の収集、保管及び展示に関する事業
- （2） 資料等の調査研究に関する事業
- （3） 他の博物館、学校その他の関係機関と連絡し、及び協力する事業
- （4） 市民の文化財に関する知識及び教養に資するために必要な事業
- （5） 前各号に掲げるもののほか、博物館の目的を達成するために必要な事項

（開館時間等）

第4条 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、中津市教育委員会（以下「委員会」という。）は特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第5条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

（1） 月曜日。ただし、当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

（2） 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、委員会は特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（管理）

第6条 博物館に館長、学芸員その他の職員を置く。

2 委員会は、博物館の管理に必要な措置を行い、常に良好な状態に保持しなければならない。

（観覧料）

第7条 資料等を観覧しようとする者（現に観覧している者を含む。以下「観覧者」という。）は、別表に定める額の観覧料を納めなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、観覧料を減免することができる。

2 特別の展示をした場合の観覧料については、前項の規定にかかわらず別に定めることができる。

3 特別の事由があると認めるときは、優待券を発行し、又は観覧料を無料とする日若しくは期間を定めることができる。

（入館等の制限）

第8条 委員会は、観覧者が、次の各号のいずれかに該当するときは、博物館への入館を拒み、又は退館させることができる。

（1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

（2） 資料等及び博物館の施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

（3） その他管理上支障があるとき又は委員会が適当でないとき。

（損害の賠償）

第9条 博物館の施設、設備又は物品を汚損し、き損し、又は滅失したものは、市長の認定に基づき、損害額を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第10条 委員会は、博物館の設置の目的を効果的に達成するため、必要と認めるときは、指定管理者（地方自治法第244条の2第3項の規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に博物館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により、指定管理者に博物館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 博物館の維持及び管理に関すること。
- (2) 第3条に掲げる事業の実施に関すること。
- (3) その他委員会が定める事項

3 第1項の規定により博物館の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第4条第2項	中津市教育委員会（以下「委員会」という。）は特に必要があると認めるときは	指定管理者は特に必要があると認めるときは中津市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けて
第5条第2項	委員会は特に必要があると認めるときは	指定管理者は特に必要があると認めるときは委員会の承認を受けて
第6条第2項及び第8条	委員会	指定管理者

(利用料金)

第11条 資料等の観覧に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により、指定管理者の収入として收受させる場合の利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、市長が別に定める場合にかぎり、利用料金を減免することができる。

4 第1項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合にあつては、第7条の規定は適用しない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、委

員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現になされている改正前の中津市歴史民俗資料館設置条例の規定による損害の賠償その他の行為は、改正後の中津市歴史博物館設置条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第7条、第11条関係）

区分	観覧料（1人1回につき）	
	個人	20人以上の団体
一般	300円	100円
中学生以下	無料	無料
教育課程に基づく教育活動として小学生又は中学生を引率する者	無料	無料
障害者及びその介助者1人	無料	無料

備考 この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により都道府県知事から療育手帳の交付を受けている者をいう。

説 明

中津市歴史民俗資料館を廃止し、中津市歴史博物館を設置するため、本案のように制定いたしたく提出する。

新中津市学校の設置及び管理に関する条例の制定について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年2月15日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

新中津市学校の設置及び管理に関する条例制定の概要

1. 趣旨

新たに設置する新中津市学校の設置及び管理に関する条例を制定するもの

2. 制定内容

新中津市学校の設置及び管理に関し、名称、開館時間等必要な事項を制定するもの

3. 説明

中津市歴史博物館の建設に伴い閉館した中津市歴史民俗資料館の施設を整備し、学生や一般市民の勉学、交流場所、福澤研究の拠点となる施設として設置する新中津市学校の設置及び管理に関する条例を制定するもの。

4. 施行期日等

施行期日 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行

教育委員会社会教育課管理・
文化振興係
(内線 484)

議第 号

新中津市学校の設置及び管理に関する条例の制定について
新中津市学校の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

新中津市学校の設置及び管理に関する条例

(目的及び設置)

第1条 市民の交流、学習及び郷土の先哲に関する研究を推進するため、新中津市学校（以下「学校」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新中津市学校	中津市1385番地1（殿町）

(事業)

第3条 学校は、次の事業を行う。

- (1) 市民の学習の場としての利用に関すること。
- (2) 市民の交流の場としての利用に関すること。
- (3) 郷土の先哲の研究に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、学校の目的を達成するために必要な事業

(開館時間等)

第4条 学校の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、中津市教育委員会（以下「委員会」という。）は特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、集会室は午前9時から午後9時まで使用することができる。

(休館日)

第5条 学校の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、委員会は特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(管理)

第6条 学校に館務員その他の職員を置く。

2 委員会は、学校の管理に必要な措置を行い、常に良好な状態に保持しなければならない。

(使用の許可)

第7条 集会室を使用しようとする者は、あらかじめ委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の許可を与える場合において管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

3 委員会は、集会室を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

(1) 建物又は設備を毀損するおそれがあると認めるとき。

(2) 他人に迷惑をかける物品又は動物の類を携行しているとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員が使用すると認めるとき。

(4) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。

(5) 学校の設置の目的に反すると認めるとき。

(6) その他委員会が不適當と認めるとき。

(使用許可の取消し)

第8条 委員会は、第1項の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件又は委員会の指示に違反したとき。
- (3) 使用許可後に第7条第3項各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 公益上やむを得ない事情が生じたとき。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める額の使用料を納めなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

2 前項の使用料は、前納とする。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限又は利用の禁止)

第10条 委員会は、入館者又は使用者が次の各号のいずれかに該当する者に対しては、学校への入館を拒み、退館を命じ、又は学校の利用を禁止することができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあるとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) その他学校の管理運営上支障があると認められるとき。

(損害の賠償)

第11条 学校の施設、設備又は物品を汚損し、き損し、又は滅失した者は、市長の認定に基づき、損害額を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第12条 委員会は、学校の設置の目的を効果的に達成するため、必要と認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に学校の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により、指定管理者に学校の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校の維持及び管理に関すること。
- (2) 第3条に掲げる事業の実施に関すること。
- (3) 使用の許可に関すること。
- (4) その他委員会が定める事項

3 前項の規定により学校の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、次の表

の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第1項	中津市教育委員会（以下「委員会」という。）は特に必要があると認めるときは	指定管理者は特に必要があると認めるときは中津市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けて
第5条第2項	委員会は特に必要があると認めるときは、	指定管理者は特に必要があると認めるときは委員会の承認を受けて
第6条、第7条、第8条及び第10条	委員会	指定管理者

（利用料金）

第13条 学校の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により、指定管理者の収入として收受させる場合の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、市長が別に定める場合にかぎり、利用料金を減免することができる。

4 第1項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合にあっては、第9条の規定は適用しない。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 第4条第1項の規定にかかわらず、当分の間、開館時間は午前9時から午後9時までの間で委員会が定める時間とする。

別表（第9条関係）

区分	単位	使用料	冷暖房使用料	適用
集会室	1時間あたり	1,080円	540円	1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。 2 営利を目的として使用する場合は、使用料の20割に相当する額を加算する。

説 明

中津市歴史博物館の建設に伴い閉館した中津市歴史民俗資料館の施設を整備し、学生や一般市民の勉学、交流場所、福澤研究の拠点となる施設として新中津市学校を設置するため、本案のように制定いたしたく提出する。

中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する
条例の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年2月15日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び 管理に関する条例の一部を改正する条例の概要

1. 提案理由

中津市歴史民俗史料館廃止及び中津市歴史博物館設置に伴い、名称及び休館日の改正を行なう必要があるため、条例の一部改正を行なうもの

2. 内容

- ・ 名称を中津市歴史民俗資料館分館から中津市歴史博物館分館に改正を行なうもの
- ・ 中津市歴史博物館と休館日を合わせるもの

3. 施行期日等

施行期日 平成31年4月1日から施行

社会教育課管理・文化振興係
(内線 484)

議第 号

中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例の一部改正
について

中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例

第1条 中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例（平成8
年中津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「火曜日」を「月曜日」に改め、同条第2号中「12月28日」
を「12月29日」に改める。

第2条 中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例の一部を
次のように改正する。

題名中「中津市歴史民俗資料館」を「中津市歴史博物館」に改める。

第1条及び第2条の表中「中津市歴史民俗資料館」を「中津市歴史博物館」に改
める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、中津市
歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成31年中津市条例第 号）の施行の
日から施行する。

説 明

中津市歴史民俗資料館の廃止及び中津市歴史博物館の設置並びに休館日の見直し
に伴い、本案のように改正いたしたく提出する。

新旧対照表

○中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(休館日)</p> <p>第5条 医家史料館の休日は次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日。ただし、当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。</p> <p>(2) <u>12月29日</u>から翌年の1月3日まで</p>	<p>(休館日)</p> <p>第5条 医家史料館の休日は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>火曜日</u>。ただし、当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。</p> <p>(2) <u>12月28日</u>から翌年の1月3日まで</p>

○中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例（第2条関係）

改正後	改正前												
<p><u>中津市歴史博物館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例</u> (目的及び設置)</p> <p>第1条 中津市内の医学関係史料の収集、保存、展示をとおして、中津市の医学、蘭学の歴史、中津藩政時代の学問の系譜、文化に対する市民の知識と理解を深め、かつ、その活用を図り、もって市民文化の向上に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>中津市歴史博物館</u>に分館として医家史料館を置く。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 医家史料館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中津市歴史博物館 分館村上医家史料館</td> <td>中津市1780番地（諸町）</td> </tr> <tr> <td>中津市歴史博物館 分館大江医家史料館</td> <td>中津市906番地（鷹匠町）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	中津市歴史博物館 分館村上医家史料館	中津市1780番地（諸町）	中津市歴史博物館 分館大江医家史料館	中津市906番地（鷹匠町）	<p><u>中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例</u> (目的及び設置)</p> <p>第1条 中津市内の医学関係史料の収集、保存、展示をとおして、中津市の医学、蘭学の歴史、中津藩政時代の学問の系譜、文化に対する市民の知識と理解を深め、かつ、その活用を図り、もって市民文化の向上に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>中津市歴史民俗史料館</u>に分館として医家史料館を置く。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 医家史料館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中津市歴史民俗資料館分館村上医家史料館</td> <td>中津市1780番地（諸町）</td> </tr> <tr> <td>中津市歴史民俗資料館分館大江医家史料館</td> <td>中津市906番地（鷹匠町）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	中津市歴史民俗資料館分館村上医家史料館	中津市1780番地（諸町）	中津市歴史民俗資料館分館大江医家史料館	中津市906番地（鷹匠町）
名称	位置												
中津市歴史博物館 分館村上医家史料館	中津市1780番地（諸町）												
中津市歴史博物館 分館大江医家史料館	中津市906番地（鷹匠町）												
名称	位置												
中津市歴史民俗資料館分館村上医家史料館	中津市1780番地（諸町）												
中津市歴史民俗資料館分館大江医家史料館	中津市906番地（鷹匠町）												

中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年2月15日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

中津市執行機関の付属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の概要

1. 提案理由

中津市歴史博物館設置に伴い、中津市博物館協議会を設置する。各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償条例に反映させる必要があるため、中津市執行機関の付属機関の設置等に関する条例の一部改正を行なうもの

2. 内容

中津市執行機関の付属機関の設置等に関する条例の別表第2（第2条関係）に中津市歴史博物館協議会を付属機関として加える。

3. 施行期日等

施行期日 平成31年4月1日から施行

社会教育課管理・文化振興係
(内線 484)

議第 号

中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正について

中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成30年中津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の15の項の次に次のように加える。

15の2 中津市障害者自立支援協議会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第2項に係る事務	(1) 関係行政機関の職員 (2) 学識経験を有する者 (3) 障害者 (4) 障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者	25人以内	2年
--------------------	--	---	-------	----

別表第2の9の項の次に次のように加える。

9の2 中津市歴史博物館協議会	博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第1項の規定に基づき、同条第2項に規定する事務	(1) 学校教育及び社会教育の関係者 (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (3) その他学識経験を有する者	10人以内	2年
-----------------	---	---	-------	----

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱し、又は任命される中津市障害者自立支援協議会の委員の任期は、この条例による改正後の中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例別表第1の15の2の規定にかかわらず、1年とする。

(各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年中津市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表文化財調査委員会の項の次に次のように加える。

中津市歴史博物館 協議会	学識経験者 委員	日額	28,500 円	
	委員	日額	4,200円	

別表中津市障害者施策推進協議会の項の次に次のように加える。

中津市障害者自立 支援協議会	委員		
-------------------	----	--	--

別表中「前各項に掲げる以外の委員」を「前各項及び次項に掲げる以外の委員」に改める。

説 明

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による中津市障害者自立支援協議会の設置及び中津市歴史博物館協議会の設置に伴い、本案のように改正いたしたく提出する。

新旧対照表

○中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

改正後					改正前				
別表第1（第2条関係） 市長の附属機関					別表第1（第2条関係） 市長の附属機関				
附属機関	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期	附属機関	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期
略					略				
15の2 中津市障害者自立支援協議会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第2項に係る事務	(1) 関係行政機関の職員 (2) 学識経験を有する者 (3) 障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者 (4) 障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者	25人以内	2年	(新設)				
略					略				
別表第2（第2条関係） 教育委員会の附属機関					別表第2（第2条関係） 教育委員会の附属機関				
附属機関	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期	附属機関	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期
略					略				

改正後					改正前					
9の2 中津市 歴史博物館 協議会	中津市歴史博物 館の運営につい て審議する事務	(1) 学校教育 及び社会 教育関係 者	10人以内	2年	(新設)					
		(2) 家庭教育 の向上に 資する活 動を行な う者								
略		(3) 学識経験 のある者			略					

○各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償条例（附則第3項関係）

改正後					改正前				
別表（第2条関係） 各種委員会委員等の報酬					別表（第2条関係） 各種委員会委員等の報酬				
職名		報酬の額		摘要	職名		報酬の額		摘要
略					略				
文化財調査委員会	委員	年額	11,200円		文化財調査委員会	委員	年額	11,200円	
中津市歴史博物館協議会	学識経験者委員	日額	28,500円		(新設)				
	委員	日額	4,200円						
専門委員	略	日額	4,200円		専門委員	略	日額	4,200円	
略	略				略	略			
中津市障害者施策推進協議会	委員				中津市障害者施策推進協議会	委員			
中津市障害者自立支援協議会	委員				(新設)				
略					略				
前各項及び次項に掲げる以外の委員					前各項_____に掲げる以外の委員				
略					略				

中津市木村記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正
について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年2月15日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

中津市木村記念美術館の設置及び

管理に関する条例の一部を改正する条例の概要

1. 提案理由

中津市木村記念美術館の別棟の解体に伴い、和室等の使用について改正の必要があるため条例の一部改正を行なうもの

2. 内容

- ・ 別棟解体に伴い所要の改正を行なうもの

3. 施行期日等

施行期日 平成31年4月1日から施行

社会教育課文化芸術係 (内線 486)

議第 号

中津市木村記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

中津市木村記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

中津市木村記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

中津市木村記念美術館の設置及び管理に関する条例（平成22年中津市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「美術館本館内」を「美術館内」に改め、「並びに別棟の和室及び茶室」を削り、「和室等」を「和室」に改める。

第8条中「和室等」を「和室」に改める。

別表第2中「本館内和室」を「館内和室」に改め、同表別棟和室1、茶室の項及び別棟和室2の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

説 明

老朽化により中津市木村記念美術館の別棟を解体するため、本案のように改正いたしたく提出する。

新旧対照表

○中津市木村記念美術館の設置及び管理に関する条例

改正後	改正前																		
<p>(開館時間等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>美術館内</u> の和室 _____ _____ (これらに附帯する施設を含む。以下「<u>和室</u> 」という。) は、午前 9時から午後9時まで使用することができる。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第8条 <u>和室</u> を使用しようとする者 (以下「使用者」という。) は、あらかじめ委員会に申請し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別表第2 (第9条関係)</p> <table border="1" data-bbox="136 708 1099 801"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>和室</u> _____</td> <td>1時間当たり</td> <td>1,080円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	<u>和室</u> _____	1時間当たり	1,080円	<p>(開館時間等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>美術館本館内</u>の和室並びに別棟の和室及び <u>茶室</u> (これらに附帯する施設を含む。以下「<u>和室等</u>」という。) は、午前 9時から午後9時まで使用することができる。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第8条 <u>和室等</u> を使用しようとする者 (以下「使用者」という。) は、あらかじめ委員会に申請し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別表第2 (第9条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1133 708 2098 895"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>本館内和室</u></td> <td>1時間当たり</td> <td>1,080円</td> </tr> <tr> <td><u>別棟和室1、茶室</u></td> <td><u>1時間当たり</u></td> <td><u>640円</u></td> </tr> <tr> <td><u>別棟和室2</u></td> <td><u>1時間当たり</u></td> <td><u>430円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	<u>本館内和室</u>	1時間当たり	1,080円	<u>別棟和室1、茶室</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>640円</u>	<u>別棟和室2</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>430円</u>
区分	単位	使用料																	
<u>和室</u> _____	1時間当たり	1,080円																	
区分	単位	使用料																	
<u>本館内和室</u>	1時間当たり	1,080円																	
<u>別棟和室1、茶室</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>640円</u>																	
<u>別棟和室2</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>430円</u>																	

中津市一般職の非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例
の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年2月15日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

中津市一般職の非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の概要

1. 提案理由

中津市歴史民俗資料館の廃止及び、中津市歴史博物館、新中津市学校の新設に伴い、関連条例の一部改正を行うもの

2. 内容

中津市歴史民俗資料館を廃止し、新設する中津市歴史博物館、新中津市学校に置く、館務員等の報酬について定めるために改正を行うもの

3. 施行期日等

施行期日 平成31年4月1日から施行

教育委員会 社会教育課
管理・文化振興係（内線484）

中津市一般職の非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の概要

1. 提案理由

習熟度別・少人数等の授業、複式学級の一部解消を図るため、単独で授業を行う（教員の指示を必要としない）学習補助員の配置に伴い改正を行うもの。

2. 制定の内容

単独で授業を行う学習補助員の報酬額（時間額）を1,200円に設定するもの

3. 施行期日等

平成31年4月1日から施行

議第 号

中津市一般職の非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について

中津市一般職の非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

中津市一般職の非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

中津市一般職の非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例（平成27年中津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

診療報酬明細書点検員	月額	120,000円	
------------	----	----------	--

」を

「

診療報酬明細書点検員	月額	120,000円	
就労支援員	月額	180,000円	

」に、

「

中津市歴史民俗資料館・分館 医家史料館館務員	月額	120,000円	
---------------------------	----	----------	--

」を

「

中津市歴史博物館専門員	月額	212,000円	
中津市歴史博物館・分館医家史料館館務員	月額	120,000円	
新中津市学校館務員	月額	120,000円	

」に、

「

学習補助員	時間額	900円	
-------	-----	------	--

」を

「

学習補助員	時間額	1,200円	単独で授業を行うもの
	時間額	900円	単独で授業を行わないもの

」

に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

説 明

被保護者就労支援事業の実施に伴う就労支援員の配置、中津市歴史民俗資料館の廃止及び中津市歴史博物館等の新設並びに単独で授業を行う学習補助員を配置するため、本案のように改正いたしたく提出する。

新旧対照表

○中津市一般職の非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例

改正後				改正前			
別表（第3条、第9条関係）				別表（第3条、第9条関係）			
職	報酬		備考	職	報酬		備考
	単位	金額			単位	金額	
略				略			
診療報酬明細書点検員	月額	120,000円		診療報酬明細書点検員	月額	120,000円	
就労支援員	月額	180,000円					
略				略			
中津市歴史博物館専門員	月額	212,000円		中津市歴史民俗資料館・分館医 家資料館館務員	月額	120,000円	
中津市歴史博物館・分館医家資料 館館務員	月額	120,000円					
新中津市学校館務員	月額	120,000円					
略				略			
学習補助員	時間額	1200円	単独で授業を行 うもの	学習補助員	時間額	900円	
	時間額	900円	単独で授業を行 わないもの				
略				略			

中津市体育施設条例の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年2月15日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

中津市体育施設条例の一部を改正する条例の概要

1. 趣旨

耶馬溪運動場の有効活用及び、利用者の利便性の向上のため、休日の一部を変更するもの。また、中津市総合体育館に附帯式クライミングウォールを新設することに伴い、その使用料を追加するもの。

2. 改正内容

耶馬溪運動場の月曜日の休館日を撤廃し、施設の有効活用及び、利用者の利便性の向上に努める。また、中津市総合体育館の施設としてクライミングウォールを加え、その使用料を定める。

3. 施行期日等

平成31年4月1日

体育・給食課 スポーツ推進係 (内線 471)

議第 号

中津市体育施設条例の一部改正について

中津市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

中津市体育施設条例の一部を改正する条例

中津市体育施設条例（昭和39年中津市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1 耶馬溪運動場の項中「月曜日及び」を削る。

別表第2シ中

「

空調設備	メインアリーナ	全面	1時間当たり	1,190円
		2分の1	1時間当たり	590円
		4分の3	1時間当たり	890円
		4分の1	1時間当たり	290円
	サブアリーナ	全面	1時間当たり	290円

」を

「

空調設備	メインアリーナ	全面	1時間当たり	1,190円
		2分の1	1時間当たり	590円
		4分の3	1時間当たり	890円
		4分の1	1時間当たり	290円
	サブアリーナ	全面	1時間当たり	290円
クライミングウォール	通常使用	1時間当たり	高校生以下	160円
			一般	210円
	専用使用	1時間当たり	高校生以下	970円
			一般	1,290円

」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

説 明

耶馬溪運動場を月曜日も使用可能にすることにより利用者の利便性の向上を図るため及び中津市総合体育館にクライミングウォールを新設することに伴い、新たに使用料を規定する必要があるため、本案のように改正いたしたく提出する。

新旧対照表

○中津市体育施設条例

改正後					改正前				
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）				
名称		使用時間		休日	名称		使用時間		休日
略		略		略	略		略		略
耶馬溪運動場		午前9時から午後10時まで		_____12月29日から 翌年の1月3日までの日	耶馬溪運動場		午前9時から午後10時まで		月曜日及び12月29日から 翌年の1月3日までの日
略		略		略	略		略		略
別表第2（第9条、第19条関係）					別表第2（第9条、第19条関係）				
シ 中津市総合体育館使用料					シ 中津市総合体育館使用料				
空調設備	メインアリーナ	全面	1時間当たり	1,190円	空調設備	メインアリーナ	全面	1時間当たり	1,190円
		2分の1	1時間当たり	590円			2分の1	1時間当たり	590円
		4分の3	1時間当たり	890円			4分の3	1時間当たり	890円
		4分の1	1時間当たり	290円			4分の1	1時間当たり	290円
	サブアリーナ	全面	1時間当たり	290円		サブアリーナ	全面	1時間当たり	290円
クライミングウォール	通常使用	1時間当たり	高校生以下	160円	クライミングウォール	通常使用	1時間当たり	高校生以下	160円
			一般	210円				一般	210円
	専用使用	1時間当たり	高校生以下	970円		専用使用	1時間当たり	高校生以下	970円
			一般	1,290円				一般	1,290円

第2期中津市教育振興基本計画の策定について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年2月15日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

第 2 期中津市教育振興基本計画の策定について

1. 提案理由

中津市教育振興基本計画の計画期間満了に伴い第 2 期中津市教育振興基本計画の策定を行うもの

2. 内容

- 第五次中津市総合計画（なかつ安心・元気・未来プラン 2017）の教育分野の理念を目指すものとして策定。
- 計画期間は、第五次中津市総合計画（なかつ安心・元気・未来プラン 2017）との整合性などを総合的に考え、2019 年度からの 8 年間とする。

※第 2 期中津市教育振興基本計画 … 別冊

中津市子ども読書活動推進実施計画の改訂について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年2月15日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

中津市子ども読書活動推進実施計画 の改訂について

1. 提案理由

2014年（平成26年）に策定した中津市子ども読書活動推進実施計画について、国・県の動向、第五次中津市総合計画（なかつ安心・元気・未来プラン2017）及び中津市教育振興基本計画を踏まえ内容の改訂を行うもの

2. 改訂内容

- 第五次中津市総合計画（なかつ安心・元気・未来プラン2017）及び中津市教育振興基本計画の内容を踏まえた構成に改訂。
- 計画期間を2019年度（平成31年度）から5年間の計画として策定する。

※中津市子ども読書活動推進実施計画（案） … 別冊

2月 教育委員会 報告

日・曜	時間	催 し 物	場 所	備 考
1日(金)	9:00	福澤諭吉記念 近郊小中学校書写展 (~3日)	小幡記念図書館	
2日(土)	10:00	県内一周駅伝中津市選手団結団式	中津市役所	
3日(日)	9:00	福澤諭吉先生119回忌法要、記念講演 (~12:00)	明蓮寺、リルド ルーム	西澤教授講演 中津藩の明治維新 中津市学校の果たした役割
	10:00	第33回中津市スポーツ少年団駅伝交流大会	ダイハツ九州ス ポーツパーク大貞	
	15:00	福澤記念 近郊小中学校書写展 表彰式	小幡記念図書館	
4日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館	
5日(火)	13:30	定例校長会議	研修室	・補助金不正受給事件 の反省と、学校での チェック指示 ・新中津市学校と新歴史 博物館と学校との連携が 重要
6日(水)	:	市教育課程研 統一部会		
7日(木)	14:00	保幼小に係る講演会(門田教授)	教育福祉セン ター	民間・保護者等参加 『あそびのすすめ』英語版 作成
8日(金)	:	市議会臨時会		補助金不正受給に伴う 返還金にかかる補正予算 訴えの提起
	16:00	フッ化物洗口検討委員会	教育委員会室	
9日(土)	8:30	耶馬溪軽スポーツ大会	B&G海洋センター	
	10:00	末綱聡子バドミントン教室	ダイハツ九州アリーナ	県内から多数参加 ・今後ジュニア育成が必要 ・5月ダイハツ全国小学生 ABC大会予選・8月全国 小学生バドミントン予選
	13:30	福澤諭吉記念 諭吉かるた大会	錬心館	熱戦
13日(水)	9:00	大分県立美術館「おおいた美術散歩 OPAM&豊の国」地域巡回展(~18日)	小幡記念図書館	
14日(木)		新歴史博物館活用推進委員会		活用について議論
	15:30	第2回中津市特別支援連絡協議会	教育福祉センター	
15日(金)	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	来年度事業について意見交換
18日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館	
	15:30	市人研担当者会議	中津下毛教育会館	
19日(火)	15:30	第2回労働安全衛生委員会	研修室	
20日(水)	10:30	あかちゃんタイム&赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館	
	15:30	第2回特別支援教育コーディネーター会議	中津下毛教育会館	
21日(木)	15:00	第2回いじめ問題対策連絡協議会	教育委員会室	
22日(金)	19:00	県内一周駅伝中津市選手団解団式	中津市役所	
25日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館	
	15:30	第2回保幼小連携協議会	中津下毛教育会館	

愛媛県と協議(1/28)、
連携の方向で協議する旨
確認

3月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催し物	場 所	主催・担当課等	出席依頼者
1日(金)	:	市議会一般質問(2/26~3/1)			
2日(土)	8:30	耶馬溪フットサル交流会	耶馬溪海洋センター	体協耶馬溪支部	
	13:00	津民地区公民館まつり	津民地区公民館	耶馬溪公民館	
3日(日)	9:00	三光文化祭	三光公民館	社会教育課	
	9:00	深耶馬地区公民館まつり	深耶馬地区公民館	耶馬溪公民館	
	10:00	平成30年度まなびんフェスタ	まなびん館	社会教育課	
	13:00	城井地区公民館まつり	城井地区公民館	耶馬溪公民館	
4日(月)	10:00	「第33回国民文化祭中津市実行委員会、第18回全国障害者芸術・文化祭中津市実行委員会」第3回総会	図書館研修室	社会教育課	
	11:00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
5日(火)	:				
6日(水)	:				
7日(木)	:	市議会議案質疑			
8日(金)	:	中学校卒業式	各中学校	学校教育課	
9日(土)	13:00	平成30年度中津市生涯学習大学 大学祭及び閉講式	中津文化会館	社会教育課	
10日(日)	9:30	大幡コミュニティーセンター祭り	大幡コミュニティーセンター	社会教育課	
	10:00	やまくに生涯学習まつり	コアやまくに	社会教育課	
	13:00	下郷地区公民館まつり	下郷地区公民館	耶馬溪公民館	
11日(月)	:	市議会議案質疑			
	11:00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
12日(火)	:				
13日(水)	:	市議会教育建設委員会			
	19:00	ヨガ健康教室in耶馬溪	耶馬溪海洋センター	体協耶馬溪支部	
14日(木)	:				
15日(金)	:				
16日(土)	10:00	本耶馬溪公民館まつり(~17日)	本耶馬溪公民館	社会教育課	
	13:30	平成30年度中津市「協育」フォーラム	小幡コミュニティーセンター	社会教育課	
17日(日)	:				
18日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
19日(火)	:				
20日(水)	10:30	あかちゃんタイム&赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
	:	小学校卒業式	各小学校	学校教育課	
	14:00	日本遺産トークイベント	小幡記念図書館	社会教育課	
21日(木)	:				
22日(金)	:	市議会最終日			
	:	幼稚園卒園式	各幼稚園	学校教育課	
23日(土)	:				
24日(日)	:				
25日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
26日(火)	:	修了式	各小中学校	学校教育課	
27日(水)	:				
28日(木)	9:00	耶馬溪高年大学卒業式	耶馬溪公民館	耶馬溪支所地域振興課	
29日(金)	10:00	定例教育委員会	教育委員会室	教育総務課	教育長他
	18:30	ミュージカル「山国川奇譚 鶴市愛歌」	中津文化会館	社会教育課	
30日(土)	:				
31日(日)	:				